

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ集積所にごみを排出するに当たり、自らが排出することが困難であり、かつ、親族その他の者からの協力を得ることができない高齢者等（以下「要援護者」という。）に対し、ごみの排出に係る負担の軽減を図るため、要援護者が排出するごみを本市が個別に回収する事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(対象世帯)

第2条 事業の対象となる世帯は、市内に居住し、自らごみ集積所にごみを排出することが困難であり、かつ、親族その他の者から協力を得ることができない者を含む世帯であって、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

(1) 次に掲げる者のみによって構成される世帯

- ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定により要介護認定を受けている者
- イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、視覚障害又は肢体不自由の1級又は2級に該当する者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、1級に該当する者
- エ 福島県療育手帳制度要綱（昭和49年2月1日付け福島県厚生部長通知49兎第15号）に定めるAの程度に該当する知的障害を有すると判定を受けた者

(2) 前号に掲げるほか市長が特に必要と認める世帯

2 前項の規定にかかわらず、同一家屋に居住する世帯は、当該世帯に係る事業を重ねて利用することはできない。

(収集するごみの種類)

第3条 事業により収集するごみの種類は、日常生活から排出されるごみで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき定められた郡山市一般廃棄物処理実施計画に基づき作成されたごみの日カレンダー（以下「ごみの日カレンダー」という。）に掲げるもののうち、燃やしてよいごみ、燃えないごみ及び資源物とする。

(利用の申請)

第4条 事業を利用しようとする者は、郡山市要援護者ごみ戸別収集事業申請書（第1号様式）により、市長に申請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業を利用しようとする世帯に属する者が自ら申請を行うことができないときは、当該申請を行う者の親族又は介護を行う者その他の関係者（以下「親族等」という。）が、申請を行うことができる。

3 第1項の規定による申請の受付をする窓口は、別表に定めるところによる。ただし、別表の定めによることができないときは、同表に定める受付窓口の各課の協議により、これを定める。

(利用の決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請を受け付けたときは、申請者及び申請の内容について必要な調査を行った上で利用の可否を決定し、郡山市要援護者ごみ戸別収集利用決定（却下）通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知する。

(現況確認)

第6条 市長は、前条の規定による利用決定の内容等に変更がないか、必要に応じ確認を行う。

(ごみの排出方法)

第7条 第5条の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、原則として

、ごみの日カレンダーに記載された方法により適正にごみを分別し、同条の郡山市要援護者ごみ戸別収集利用決定（却下）通知書に記載された収集場所（以下「収集場所」という。）に搬出するものとする。

2 前項の収集場所は、原則として、利用者の居宅の玄関先とする。

3 利用者は、風雨の耐久性及び排出するごみが十分入る大きさを勘案した蓋の付いたごみ箱を収集場所に設置し、当該ごみ箱の中にごみを排出するものとする。ただし、長尺の物等、ごみ箱に入り切らないごみについては、当該ごみにごみである旨表示をした上で、ごみ箱の脇等に排出するものとする。

（ごみの収集方法）

第8条 事業の利用によるごみの収集は、原則として、週1回、市の指定する曜日に行うものとする。ただし、12月29日から1月3日までの期間については、当該事業によるごみの収集は、行わないものとする。

2 利用者宅で通常排出されるごみの量を大幅に超えるごみが排出されたときは、市はその日のごみ収集に支障のない範囲で収集するものとし、収集しきれないごみについては、収集できない旨を記した表示をした上で残置き、次の収集日以降に収集するものとする。

3 第3条の規定に該当しないごみ及び前条第1項の規定による適正な分別がされていないごみは、収集できない旨を記した表示をした上で、収集しない。

4 利用者の生活に係るごみでないことが明らかなおごみは、収集できない旨を記した表示をした上で、収集しない。

（中断等の届出）

第9条 利用者及び利用者の親族等は、次の各号のいずれかに該当するときは、郡山市要援護者ごみ戸別収集事業変更届（第3号様式）により市長に届け出るものとする。

(1) 入院又は施設入所等により、1か月以上にわたり事業の利用の中断を希望するとき。

(2) 中断されていた事業の利用の再開を希望するとき。

(3) 死亡、転出、辞退等により事業の利用の終了を希望するとき。

(4) 第5条の郡山市要援護者ごみ戸別収集利用決定通知書に係る第4条第1項の郡山市要援護者ごみ戸別収集事業申請書の内容に変更が生じたとき。

2 前項の規定による届出は、第4条第3項の規定を準用する。

3 利用者は、1か月間未満の入院、旅行その他の事由により事業利用の一時休止を希望するとき又は一時休止後に再開を希望するときは、速やかに、市に連絡を行うものとする。この場合の連絡先にあつては、第4条第3項の規定を準用する。

（利用の停止等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を停止又は終了することができる。

(1) 第2条第1項の規定に該当しなくなったとき。

(2) 第5条第1項に規定する調査又は第6条に規定する確認の際に、利用者及び利用者の親族等が事実と異なる説明を行ったと認めるとき。

(3) 第8条第4項に規定するごみを複数回にわたり排出したと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用を停止又は終了するときは、郡山市要援護者ごみ戸別収集事業利用停止（終了）通知書（第4号様式）により利用者に通知する。

3 市長は、第1項の規定により事業の利用を停止した後、利用者が再び事業の利用の要件を満たすことが確認できたときは、事業の利用を再開するものとする。なお、当該再開に当たっては、第6条に規定する確認のほか、利用者及び利用者の親族等からの聞き取り等の方法により、確認を行うものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月27日から施行する。

別表（第4条関係）

対象者	受付窓口
第2条第1項第1号アが含まれる世帯	保健福祉部地域包括ケア推進課
第2条第1項第1号イ又はエのみで構成される世帯	保健福祉部障がい福祉課
第2条第1項第1号ウのみで構成される世帯	保健福祉部保健所保健・感染症課